

別添 1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業

第 1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、第 2 の 1 及び 2 の（1）にあつては肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和 63 年法律第 98 号。以下「特措法」という。）第 6 条第 1 項の指定を受けた都道府県肉用子牛価格安定基金協会（以下「指定協会」という。）、第 2 の 2 の（2）にあつては一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）とする。

第 2 事業の内容

この事業の内容は、次のとおりとする。

1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業

指定協会は、和子牛の平均価格が発動基準価格を下回った場合に、自らが作成する和子牛産地基盤強化計画に即して和子牛の産地基盤強化に資する取組を実施する和子牛生産者に対して奨励金を交付する。

2 和子牛産地基盤強化緊急特別対策推進事業

（1）地域推進事業

指定協会は、1 の事業を円滑に実施するために必要な事業推進会議の開催や和子牛生産者等に対する調査、推進指導等を行う。

（2）全国推進事業

全国協会は、1 の事業を円滑に実施するために必要な全国会議等の開催や指定協会及び和子牛生産者等に対する調査、システム開発、推進指導等を行う。

第 3 事業の要件

第 2 の 1 に定める和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業の要件は、次のとおりとする。

1 和子牛産地基盤強化計画の作成

指定協会は、次の事項を含む和子牛に係る産地基盤強化計画を作成し、都道府県知事に協議の上、機構に提出するものとする。

- （1）地域内の自給飼料の生産・利用の推進
- （2）早期出荷に向けた地域内一貫生産の推進
- （3）需給に応じた生産の促進

2 交付対象者

奨励金の交付対象となる和子牛生産者（以下「交付対象者」という。）は、指定協会と特措法第 6 条第 1 項の生産者補給金交付契約を締結している者であつて、事業実施年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までの期間内に、指定協

会が作成する和子牛産地基盤強化計画に即し、4に規定する産地基盤強化に資する取組を1つ以上実施する者とする。

3 交付対象和子牛

奨励金の交付対象となる和子牛（以下「交付対象和子牛」という。）は、特措法第6条第1項に規定する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であって、指定協会が「肉用子牛生産者補給金制度の運用について」（平成元年12月21日付け元畜A第3463号農林水産省畜産局長通知。以下「運用通知」という。）第2の4の規定に基づき販売したことを確認した和子牛及び同第2の5の規定に基づき保留したことを確認した和子牛とする。

また、その品種区分は、「肉用子牛生産安定等特別措置法の施行について」（平成元年12月21日付け元畜A第3462号農林水産事務次官依命通知。以下「施行通知」という。）第3の2の（3）のア及びイに規定する黒毛和種及び褐毛和種並びに施行通知第3の2の（3）に掲げる無角和種及び日本短角種（以下これらを総称して「その他の肉専用種」という。）の和子牛とし、肉専用種間の交雑種の牛の品種区分は運用通知第2の8のなお書の規定の例によるものとする。

4 産地基盤強化に資する取組

2に規定する産地基盤強化に資する取組は、次のとおりとする。

（1）地域内の自給飼料の生産・利用

高栄養飼料作物等の自給飼料の生産、耕畜連携等による地域内の飼料の利用、地域内で発生した食品製造副産物等を原料として製造された飼料の利用、放牧の実施

（2）早期出荷に向けた地域内一貫生産

地域内一貫生産を行うグループに参画し、地域の飼養管理マニュアル等に基づく飼い直しが不要な子牛生産の実践、出荷月齢の早期化を図る取組

（3）需給に応じた生産

子牛や枝肉の需給若しくは価格の状況又は消費者ニーズに関する定期的な勉強会への参加等、遺伝的多様性に配慮した交配

5 発動基準価格

3の品種区分ごとの発動基準価格は、次のとおりとする。

（1）黒毛和種にあっては61万円

（2）褐毛和種にあっては56万円

（3）その他の肉専用種にあっては36万円

6 平均価格

3の品種区分ごとの平均価格は、次のとおりとする。

（1）黒毛和種の平均価格

別表1のブロック別の指定市場（特措法第5条第3項の規定に基づく肉

用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものをいう。以下同じ。)における黒毛和種の取引価格の平均価格とし、算出の単位となる期間は、事業実施年度の4月1日から翌年3月31日までの間の次の各四半期とする。

ア 第1四半期：4月1日から6月30日まで

イ 第2四半期：7月1日から9月30日まで

ウ 第3四半期：10月1日から12月31日まで

エ 第4四半期：翌年1月1日から翌年3月31日まで

(2) 褐毛和種の平均価格

全国の指定市場における褐毛和種の取引価格の平均価格とし、算出の単位となる期間は、(1)のアからエまでに掲げる各四半期とする。

(3) その他の肉専用種の平均価格

全国の指定市場におけるその他の肉専用種の取引価格の平均価格とし、算出の単位となる期間は、事業実施年度の4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

7 奨励金単価

平均価格が発動基準価格を下回った場合の奨励金の単価(以下「奨励金単価」という。)は、別表2のとおりとする。

第4 事業の実施

1 事業参加申込書の作成

第2の1の事業に参加しようとする和子牛生産者は、別紙様式第1号の肉用牛緊急特別対策事業(和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業)参加申込書(以下「事業参加申込書」という。)に実施する産地基盤強化に資する取組を記載の上、指定協会に提出するものとする。

2 奨励金の算出

1頭当たりの奨励金単価に、品種区分ごとの平均価格の算出の単位となる期間と同一の期間における販売及び保留された交付対象和子牛の頭数を乗じて奨励金を算出する。

3 平均価格の公表

平均価格は、農林水産省畜産局食肉鶏卵課から提供されたデータにより、機構が公表するものとする。

4 事業の委託

指定協会は、施行通知第3の5の(7)の農業協同組合、農業協同組合連合会その他都道府県知事の承認を受けたもの(以下「農協等」という。)に、第2の2の(1)の事業に係る事務の一部を委託して実施することができるものとする。この場合、指定協会は農協等と委託契約を締結するものとする。

る。

5 書類の保管

第3の4に規定する取組を実施した証拠書類については、交付対象者が保管することを原則とし、交付対象者が証拠書類を保管する場合には、指定協会への提出は不要とする。なお、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表2に定める補助対象経費及び補助単価等により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費について補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、理事長が別に定める期日までに別紙様式第2号の肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）補助金交付申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付申請書等」という。）を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該補助金交付申請書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる内容の変更をしようとする場合には、別紙様式第3号の肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書（以下「補助金交付変更承認申請書等」という。）を理事長に提出し、その承認を受けるものとする。また、指定協会は、当該補助金交付変更承認申請書等の写しを都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30%を超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要があると認めた場合には、交付決定額を限度として、補助金の概算払をすることができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合には、別紙様式第2号の補助金交付申請書等又は別紙様式第3号の補助金交付変更承認申請書等を理事長に提出するものとする。

第7 事業の実績報告

事業実施主体は、事業が完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日（事業の完了が交付決定通知のあった年度の翌年度となった場合は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日）までに、別紙様式第4号の肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。また、指定協会は、当該実績報告書の写しを都道府県知事に提出するものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、機構に対して補助金交付申請書等を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書等の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又はない場合であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式によ

り理事長に報告しなければならない。

第9 事業の実施期間

この事業の実施期間は、令和7年度（交付対象和子牛への奨励金の交付の完了に要する期間を含む。）とする。

第10 事業の推進指導等

- 1 指定協会は、都道府県及び機構の指導の下、農協等との連携に努めるとともに、この事業の趣旨を和子牛生産者に周知徹底し、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。
- 2 都道府県知事は、この事業の適正かつ円滑な推進を図るため、指定協会、農協等及び和子牛生産者に対する指導その他必要な支援に努めるものとする。
- 3 全国協会は、農林水産省及び機構の指導の下、指定協会との連携に努め、この事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第11 帳簿等の整備保管

- 1 事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類（第4の5により交付対象者が保管するものを除く。）を整備して保管するものとし、その保存期間は、事業を完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。
- 2 1に基づき作成、整備及び保管すべき帳簿、台帳及び関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは、電磁的記録によることができる。

第12 調査及び報告

機構は、この要綱に定めるもののほか、事業実施状況及び事業実績について、必要に応じて、事業実施主体に対し調査し、若しくは報告を求め、又は指導することができるものとする。

別表 1 黒毛和種の平均価格の集計対象地域

ブロック名	都道府県名	備考
北海道	北海道	1 道
東北	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県及び福島県	6 県
本州関東以西・ 四国	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県及び高知県	1 都 2 府 2 9 県
九州・沖縄	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県及び沖縄県	8 県

(注) 都道府県ごとの指定市場における取引価格の平均価格（以下「都道府県平均価格」という。）が、全国の指定市場における取引価格の平均価格に都道府県平均価格の標準偏差の二倍の額を加えた額以上となる都道府県が存在するときは、この表の集計対象地域の区分にかかわらず、各ブロックの集計対象地域から当該都道府県を除いた地域を当該ブロックの集計対象地域とし、当該都道府県は個別に一のブロックを構成するものとする。

別表 2

区分	補助対象経費	補助単価 ・補助率
1 和子牛産 地盤強化緊 急特別対策支 援事業	指定協会が、交付対象者に対して奨励金を交付するのにかかる経費 (交付対象和子牛1頭当たりの奨励金単価) (1) 平均価格が発動基準価格を下回る期間内に販売され、又は保留された交付対象和子牛 (ただし、(2)に該当する場合を除く) (2) 離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、同県大島郡及び沖縄県に所在する農場において飼養され、平均価格が発動基準価格を下回る期間内に販売され、又は保留された交付対象和子牛	1万円/頭 5万円/頭
2 和子牛産 地盤強化緊 急特別対策推 進事業	(1) 地域推進事業 事業推進会議の開催、和子牛生産者等に対する調査及び推進指導等にかかる経費 (2) 全国推進事業 全国会議等の開催、指定協会及び和子牛生産者等に対する調査、システム開発並びに推進指導等にかかる経費	定額 定額

別紙様式第1号

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）
参加申込書

年 月 日

都道府県指定協会名

代表者 殿

住 所
氏 名

生産者補給金契約番号

肉用牛緊急特別対策事業実施要綱別添1の第4の1の規定に基づき、事業参加申込書を提出します。併せて、奨励金の交付対象となった場合には、奨励金の交付を申請します。

なお、肉用子牛生産者補給金制度の適正な実施に努めるとともに、生産者補給金交付契約約款第18条^(※)の各号のいずれかに該当する場合には、本事業で交付された奨励金を返還することを誓約します。

また、和子牛の産地盤強化に資するものとして、同要綱別添1の第3の2に規定する期間内において、同要綱別添1の第3の4に規定する以下の取組を実施します。

1 産地盤強化に資する取組

取組項目	取組内容	チェック欄
地域内の自給飼料の生産・利用	高栄養飼料作物等の自給飼料の生産	☐
	耕畜連携等による地域内の飼料の利用	☐
	地域内で発生した食品製造副産物等を原料として製造された飼料の利用	☐
	放牧の実施	☐
早期出荷に向けた地域内一貫生産	地域内一貫生産を行うグループに参画し、地域の飼養管理マニュアル等に基づく飼育直しが不要な子牛生産の実践	☐
	地域内一貫生産を行うグループに参画し、地域の飼養管理マニュアル等に基づく出荷月齢の早期化を図る取組	☐
需給に応じた生産	子牛や枝肉の需給若しくは価格の状況又は消費者ニーズに関する定期的な勉強会への参加等	☐
	遺伝的多様性に配慮した交配	☐

2 離島等に所在する農場での飼養

離島等に所在する農場での飼養	チェック欄
1 該当しない	☐
2 全頭該当する	☐
3 一部該当する	☐

▶ 2・3を選択した場合は、離島等に所在する農場の所在地を記載してください。

離島等における飼養場所	チェック欄
生産者補給金交付契約申込書に記載した住所（自宅・法人の住所）と同じ	☐
上記以外（具体的住所を記載してください。）	☐

- (注) 1 ※印の箇所は、各指定協会が定める交付契約約款に応じて適宜変更すること
2 取組内容に変更があった場合は、速やかに変更内容を指定協会に申し出ること
3 「離島等」とは、離島振興法第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域、鹿児島県奄美市、鹿児島県大島郡及び沖縄県をいう。

別紙様式第2号

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）
補助金交付申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年度において、肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）を下記のとおり実施したいので、肉用牛緊急特別対策事業実施要綱別添1の第6の1の規定に基づき補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱別添1の第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）実施計画書」のとおり

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		今回 概算払 請求額	備考
		機 構 補助金 ②	その他 ③		
1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業					
2 和子牛産地基盤強化緊急特別対策推進事業 (1) 地域推進事業					
(2) 全国推進事業					
合計					

(注) 事業の一部を委託する場合には、委託費を内数として [] 書きすること

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

6 添付書類

- (1) 和子牛産地基盤強化計画（事業実施主体が全国協会の場合を除く。）
- (2) 和子牛産地基盤強化計画について都道府県知事との協議が整ったことを証する書類（事業実施主体が全国協会の場合を除く。）
- (3) 定款
- (4) 最近時点の事業（業務）報告書及び事業（業務）計画書

(注) 1 6の添付書類のうち、申請者のウェブサイトにおいて閲覧が可能な場合は、当該ウェブサイトのURLを記載することにより当該資料の添付を省略することができる。

2 記載事項及び添付資料が既に提出している資料の内容と重複する場合には、その重複する部分については省略できるとし、省略するに当たっては、提出済の資料の名称その他資料の特定に必要な情報を記載の上、当該資料と同じ旨を記載することとする。

3 概算払請求を行わない場合は、適宜様式の内容を修正して利用すること。

別紙

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）
実施計画書

1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業

(単位：戸、頭、円)

	品種区分					合 計
	奨励金単価					
令和○年 ○ - ○月 分	交付対象生産者数					
	交付対象頭数					
	交付額					
	当期過不足額					
令和○年 ○ - ○月 分	交付対象生産者数					
	交付対象頭数					
	交付額					
	当期過不足額					
令和○年 ○ - ○月 分	交付対象生産者数					
	交付対象頭数					
	交付額					
	当期過不足額					
令和○年 ○ - ○月 分	交付対象生産者数					
	交付対象頭数					
	交付額					
	当期過不足額					
合計	交付対象生産者数					
	交付対象頭数					
	交付額					
	当期過不足額の合計					
	今回概算払請求額					

(注) 1 同一品種区分で複数の奨励金単価となる場合は、品種区分ごとに小計を入れること。

2 別紙様式第3号又は別紙様式第4号に添付する場合であって既概算払の交付額に変更が生じたときは、変更部分が容易に対照できるよう変更前を（ ）書きで上段に、変更後をその下段に記載し、当期過不足額欄に記載の上、変更の理由書（様式任意）を添付すること。なお、不足額の申請は、原則としてこの申請による請求分の前四半期分に限る。

3 機構が認める場合に限り、この内容を充足する帳票をこの表に代えることができるものとする。

4 交付対象要件に合致していることを、販売を証する書類、保留の現地調査、その他牛個体識別情報（牛トレーサビリティ）の情報等により確認の上、記載すること。

2 和子牛産地基盤強化緊急特別対策推進事業

(1) 地域推進事業

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構補助金	その他	
合計				

(注) 1 備考欄には、積算根拠等を記載すること

2 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を〔 〕書きで記載するとともに、その委託先名を備考欄に記載すること

(2) 全国推進事業

ア 総括表

(単位：円)

全国会議等の開催	調査の実施	システム開発	推進指導等	合計

イ 全国会議等の開催

(単位：円)

開催時期	開催場所	回数	参集範囲	内容	事業費	積算基礎

ウ 調査の実施

(単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

エ システム開発

(単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

オ 推進指導等

(単位：円)

時期	方法	内容	事業費	積算基礎

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、事業費の欄にその委託額を〔 〕書きで記載するとともに、その委託先名を積算基礎欄に記載すること

別紙様式第3号

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）
補助金交付変更承認申請書及び概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）について、下記の理由により変更したいので承認されたく、肉用牛緊急特別対策事業実施要綱別添1の第6の2の規定に基づき関係書類を添えて申請します。

また、申請のとおり交付決定が変更されたときは、概算払により金 円を支払われたく、同要綱別添1の第6の3の規定に基づき請求します。

記

1 変更の理由

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地基盤強化緊急特別対策事業）変更計画書」のとおり

（注） 別紙様式第2号の別紙に準じて作成すること

3 事業に要する経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費 ①=②+③	負担区分		既 概算払 請求額	今回 概算払 請求額	備考
		機 構 補助金 ②	その他 ③			
1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業						
2 和子牛産地基盤強化緊急特別対策推進事業						
(1) 地域推進事業						
(2) 全国推進事業						
合計						

- (注) 1 事業の一部を委託する場合は、委託費を内数として〔 〕書きすること
 2 別紙様式第2号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう変更前を()書きで上段に、変更後をその下段に記載すること

4 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

5 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

- (注) 交付変更承認申請又は概算払請求を行わない場合は、適宜様式の内容を修正して利用すること

別紙様式第4号

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）
実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知
のあった肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）につ
いて、下記のとおり実施したので、肉用牛緊急特別対策事業実施要綱別添1の第
7の規定に基づきその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円の交付を請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特
別対策事業）実績書」のとおり

（注）別紙様式第2号の別紙に準じて作成すること

3 事業に要した経費の配分及び負担区分

(単位：円)

区 分	事業費	負担区分		備 考
		機 構 補助金	その他	
1 和子牛産地基盤強化緊急特別対策支援事業				
2 和子牛産地基盤強化緊急特別対策推進事業				
（１）地域推進事業				
（２）全国推進事業				
合計				

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	既概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

令和 年 月 日～令和 年 月 日

6 振込先金融機関名等

〇〇銀行〇〇支店 〇〇預金 口座番号〇〇〇〇 口座名義〇〇〇〇

別紙様式第5号

令和 年度肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

所 在 地
団 体 名
代表者氏名

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった肉用牛緊急特別対策事業（和子牛産地盤強化緊急特別対策事業）補助金について、肉用牛緊急特別対策事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告します。

なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。

記

- | | | | |
|---|--|---|---|
| 1 | 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額
(令和 年 月 日 農畜機第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、

同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況

[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること

- 6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由

[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること

- ・ 免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・ 簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）
- ・ 事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料